

姫路市立香寺温水プール質問及び回答一覧表

No.	資料名	ページ	項目名	質疑内容	回答
1	募集要項	1	公認プール	公認プールを活かした水泳競技会は定期的開催されていますか	定期的に開催されている水泳競技会はありません。
2	募集要項	5	9 指定管理に関する経費 (3)	記載の内容の意味合いとして、例として修繕額20万円の修繕が5件あった場合、合計額100万円が納付金から控除されるということでしょうか。	ご理解の通りです。1件あたり30万円（税込）未満の修繕は実績額を納付金から控除します。ただし、指定管理者の責めに帰すべき事由によるものは対象外です。なお、実績合計額が納付金額を上回る場合は、差額を市が払います。
3	募集要項	5	9 指定管理に関する経費 (4)	提案時に予測できなかった施設改修などが発生した場合、納付金の減額または免除を協議できるとのことですが、営業補償（パート人件費など）も検討していただけますか。	不測の事態で施設を休館し収支に大きな影響が生じる場合は、市と協議の上、補填額を計算しますが、詳細についてはご質問の営業補償も含め個別に協議し、検討するものとします。
4	募集要項別表1 収支決算書	-	事務費 租税公課	租税公課の内訳について、ご教示ください	消費税、事業所税及び印紙税を計上しています。ただし、費用の詳細や内訳については、現指定管理者の事業運営上のノウハウに該当するため公表できません。
5	募集要項別表1 収支決算書	-	管理費	項目にリース料がありませんが、現事業者から引き継ぐリースはないという理解でよいでしょうか	ご理解のとおり、現指定管理者から引き継ぐリース物件はありません。また、市が契約し指定管理者が費用を負担するリース物件もあります。
6	募集要項別表1 収支決算書	-	施設使用料	自主事業を行う場合に、プールの施設利用料を指定管理者が支払い、その費用がこの項目に計上されているという理解でよろしいでしょうか。	納付金の算出対象となる水泳教室受講料等の自主事業収入には、施設利用対価が含まれていると整理しております。さらにこれを利用料金収入として別途計上することは、納付金の算出において同一収入源に対する二重計上となり、指定管理者の経営を不当に圧迫する要因となることから、利用料金収入欄には計上しておりません。
7	姫路市体育施設条例	24, 29	料金	条例には会議室の使用料は掲載されていませんが、会議室の有料貸し出しはしていないということでしょうか	ご理解の通り、条例に使用料の規定がないため有料貸出は行っておりません。ただし、施設の設置目的に沿う利用で管理運営に支障がない場合に限り、無償での貸出は可能です。
s	業務仕様書	16	自主事業の実施	小学校の水泳授業を民間などへ委託するケースが全国的に展開されていますが、本施設において小学校の水泳授業を受託している、もしくは受託する予定があるなどの情報があればご教示ください。	令和6年度から令和8年度にかけて小学校の水泳授業を受け入れております（姫路市立学校水泳授業受託事業）。なお、令和9年度以降の実施計画については現時点では未定です。 【受入実績】 令和6年度：令和6年6月18日～7月16日（101人） 令和7年度：令和7年6月17日～7月15日（96人） 令和8年度：令和8年6月9日～7月10日（90人）
9	業務仕様書	18	13 広報活動 (4)	広報ひめじ等、行政機関が発行する広報誌に情報の掲載は可能でしょうか。可能である場合、その媒体（広報ひめじ、自治会回覧等）と掲載に関する規定（原稿提出期日等）を教示願います。	業務仕様書「13 広報活動 (1)」のとおり、広報ひめじ等への掲載が可能です。掲載内容についてはその都度、市との協議により決定します。なお、広報ひめじの原稿締切は発行日（毎月15日）の約1か月前が目安です。ただし、紙面の都合等により掲載できない場合があります。
10	業務仕様書	19	13 非常事態の対応 (3)	現地説明会時においてもご説明いただいたように、姫路市配置の備品等について、日常および定期の点検は管理業務の範囲外という認識でよろしかったでしょうか。また年1回、市職員様による点検についても同様の認識でよろしかったでしょうか。	業務仕様書「11 警備 (2) ③」に定める「備品等の破損・紛失・異常の発見に努めること」及び「14 備品及び消耗品 (1)」に定める「善良なる管理者の注意をもって使用すること」のとおり、備品等の点検は、業務範囲に含まれます。なお、市が年1回実施する点検は、姫路市指定管理者制度導入基本方針に基づくモニタリング（業務監査）として実施するものであり、指定管理者による備品点検を代替するものではありません。
11	業務仕様書	19	14 備品及び消耗品	別紙2に掲記される備品が使用に耐えうる状況でなくなり、廃棄せざる得ない状況となった場合、その廃棄にかかる費用の負担先を教示願います。	備品の廃棄費用は、原則として市が負担します。ただし、指定管理者の過失による破損等の場合は指定管理者の負担となります。
12	業務仕様書別紙2 備品台帳	-	備品	備品台帳に記載されている備品はすべて正常な状態という認識で良いでしょうか。	現時点では通常の使用に耐えうる状態と判断しておりますが、指定期間の開始までに生じる摩耗や故障等により、廃棄または更新される可能性があります。